

花火大会のあり方を考える会

資料

令和6年4月

目 次

- 1 「花火大会のあり方を考える会」設置要綱 …資料 1
- 2 「花火大会のあり方を考える会」委員名簿 …資料 2
- 3 市ホームページ等での意見募集 …資料 3
- 4 関係者ヒアリング …資料 4
- 5 福知山市後援名義等使用承認事務取扱基準 …資料 5
- 6 「花火大会のあり方についての市民アンケート」調査結果報告書 …別添

花火大会のあり方を考える会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域活性化や安心安全な花火大会のあり方について協議するため、「花火大会のあり方を考える会」(以下「考える会」という。)を設置するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 考える会は、花火大会のあり方に関する事項について協議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 考える会は委員9人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者、専門的知識を有する者
- (2) 地域振興及び商業振興等に関わる者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から第2条に規定する事務が終了する日までとする。

- 2 委員に欠員を生じたときは、市長は速やかに新たに委員を委嘱し、又は任命する。

(会長等の職務)

第6条 考える会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、考える会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 考える会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 考える会は、その協議を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 考える会の庶務は、産業政策部産業観光課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、考える会の運営に関し必要な事項は、会長が考える会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月23日から施行する。

(召集の特例)

- 2 この要綱の施行後に最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定に関わらず市長が招集する。

(要綱の失効)

- 3 この要綱は、考える会が第2条に規定する協議を終了した日限り、その効力を失う。

花火大会のあり方を考える会委員名簿

区分		氏名	所属団体等
外部有識者	1	会長 浦中 千佳央	京都産業大学法学部教授 (社会安全・警察学研究所所員)
	2	副会長 国松 治一	国松法律事務所
	3	委員 水口 学	福知山公立大学特任教授 (地域防災研究センター長)
市内各種団体	4	委員 芦田 敦嗣	一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社福知山地域本部 地域本部長 (福知山観光協会会長)
	5	委員 足立 聖忠	一般社団法人福知山青年会議所理事長
	6	委員 足立 喜代美	福知山市子ども・子育て会議委員
	7	委員 日下 英明	福知山市商工会会長
	8	委員 塩見 純平	福知山広小路商店街振興組合理事長
	9	委員 谷垣 均	福知山市自治会長運営委員連絡協議会会長

*敬称略・五十音順

市ホームページ等での意見募集

- (1) 募集期間：令和5年10月16日～11月16日
- (2) 募集方法：市ホームページ、産業観光課窓口
- (3) 意見数：20件（賛成：16件、反対：2件、その他：2件）
- (4) 主な内容
 - ①花火大会開催は相当な経済波及効果が見込まれ、疲弊する北部経済の起爆剤として再開すべきである。過去の屋台事業者の不適切な対応で亡くなられた方や負傷された方についてはお悔やみ申し上げるが、花火そのものによる事故ではなく、再発防止は事業者の指導や規制で解決できる内容と考えられる。
 - ②花火大会がこれまで市にもたらした大きな経済効果は明白である。また、市外に転出した若者も花火大会を機会に市に帰り家族、友人と友好を温めるまたとない機会であったため、花火大会の再開を切に望む。
 - ③私は花火大会再開に賛成です。子どもの頃から当たり前の様に楽しんでいました。友人や家族との思い出が沢山詰まっています。しっかり安全対策をすれば問題はないと思います。福知山市を盛り上げる為にも時間はかかるとは思いますが再開を心待ちにしています。
 - ④花火大会の開催は反対します。福知山は花火大会にすぎらなくても、たくさんのお祭りや、フェス等開催されていると思います。それで十分だと思いますし、若い方々が生き生きとされているのがよくわかります。慰霊碑を建てたからやってもいい、という考えは不十分です。花火が直接の原因ではなくても、やるべきではない。
 - ⑤絶対反対です。被害者が苦しんでいる中検討することも失礼です。
 - ⑥花火大会の再開有無についてはどちらでも構わない。ただし、もし再開されることになれば、安心安全と地域経済活性化を重視いただきたい。

関係者ヒアリング

(1) 被害者等

対 象：43人

ヒアリング参加：なし

【参考】アンケートの回答について

回答：21人

質問事項①

福知山の夏の由良川河畔での花火大会の開催について、お気持ちに一番近いものを1つ選んでください。

	選択肢	回答数
1	花火大会の開催の是非について議論を始めるのは時期尚早である	3.0
2	花火大会については、被害を受けた当事者の癒えない苦しみを察して、開催しないでほしい	1.0
3	雑踏や露店等の対策を講じたうえで、安心安全な花火大会が開催されるのであれば構わない	10.0
4	事故で受けた痛みとその後の苦しみを思えば、積極的に賛成というわけではないが、反対はしない	2.5
5	地域の判断で決めてもらって構わないので、これ以上意見を求めないでほしい	3.5
6	その他	0.0
7	無回答	1.0

※選択肢を2つ選んでいる場合は、按分して回答数に反映している。

質問事項②

考える会で議論すべきこと、考える会に知っておいてほしいこと等、その他ご意見等がありましたらご記入ください。

	回答内容（抜粋）	質問事項① の回答
1	他の被害者の皆さんの意見がどうかは分からないが、花火大会を再開していただければと思っている。	選択肢 「3」「5」
2	当時の事故に関係なかった人や事故を聞くだけで体験していない若者達は、地元のお祭り、花火大会の開催を心待ちにしていると思う。記憶と記録をしっかり残し、今後、事故が絶対に無いようにしてもらえれば、福知山のお祭り、花火大会の復活をお待ちしている。	選択肢 「3」
3	花火大会の事故の対応そのものに対してというより、その時の主催者に対する不信感の方が大きい。	選択肢 「3」
4	今後安全対策を講じあのような事故が起こらないように全力を尽くしていただけるのであれば示談が済んでいることもあり、開催については関与しない。	選択肢 「3」
5	携行缶の扱いを誤って起こした事故であるので、花火自体は何ら関係がない。開催していただくことは大賛成。	選択肢 「5」

(2) 事故後に花火を打ち揚げた団体

対 象：3 団体

ヒアリング参加：3 団体

① 新春夢花火実行委員会

② 福知山 HANABI 実行委員会

団体名	主なヒアリング内容
新春夢花火 実行委員会	<p><input type="checkbox"/> 事故前 11 年間に渡って約 500 発前後を打ち揚げていたが、事故後は、75 発以内で数回打ち揚げた。</p> <p><input type="checkbox"/> 事故前は事前に告知していたが、事故後は事前に告知していない。</p> <p><input type="checkbox"/> 民間の警備員 2 名、スタッフ 10 名を配置した。点火自体は 1 人で担当、残りのメンバーは見張りなどを担当した。</p> <p><input type="checkbox"/> 冬なので外は寒く、一カ所に滞在する方も少ない。過去に渋滞や音無瀬橋で車が止まったことはない。</p> <p><input type="checkbox"/> 夏に実施したい気持ちはあるが難しいため、冬に違った形でやるというのも良いことだと思い、資金集めを頑張っている。規模を一気に大きくしたいわけではなく、毎年ささやかにずっと打ち揚げ続けたい。1 月 2 日は花火が打ち揚がるイメージになればと思う。</p>
福知山 HANABI 実行委員会	<p><input type="checkbox"/> 令和 4 年 8 月 13 日午後 8 時から由良川河川敷で約 800 発の花火をシークレットで打ち揚げた。令和 4 年度の開催の目的は、アンケート調査によって多くの民意を集めるためのものであり、今後の開催に向けての機運醸成を図るため。</p> <p><input type="checkbox"/> 独自で実施したアンケート調査に 3,177 件の回答があり、98.6%が花火大会をやってほしいとの回答であった。</p> <p><input type="checkbox"/> 福知山市の後援がない状態では道路交通法上の公益性がないとの判断に至るために通行止めの措置ができなく開催の安全性を確保できないと警察の指導があり、通行止めをしない状態とした上で雑踏が起きにくいシークレットで約 10 分間、約 800 発の実施とした。</p> <p><input type="checkbox"/> 警備員を 136 名（有志 76 名 警備員 60 名）配置し、露店対策や河川敷を封鎖するバリケードや安全看板を設置し、防火のための散水車を配備するなどの対策を講じた。</p> <p><input type="checkbox"/> 知りうる範囲での事故被害者の方との面談の上開催した。</p>

	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>資金は自己資金と協賛金によりまかなった。<input type="checkbox"/>責任所在を明確にするため一般社団法人 DOKKOISE を設立した。<input type="checkbox"/>今後の開催には堤防沿いに献花台も兼ねて伝承碑を移設し、事故を風化させない形で開催したい。
--	--

※ 3 団体のうち、1 団体から資料への掲載許可が得られなかったため、団体名も含めて資料には掲載していない。

福知山市後援名義等使用承認事務取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、福知山市（以下「市」という。）の共催又は後援にかかる名義等（以下「後援名義等」という。）の使用を承認する場合の事務取扱いについて必要な事項を定めることにより、名義等使用承認事務の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 事業を主催する団体等に対し、経費等の負担の有無を問わず、市が当該事業に参画し、主催する団体等との共同の責任をもって事業をするものをいう。この場合においては、市側で実施決裁を要するものとする。
- (2) 後援 事業を主催する団体等に対し、経費等の負担の有無を問わず、市が当該事業の趣旨に賛同するものをいう。

(申請)

第3条 市の共催又は後援を受けようとする者は、後援名義等使用承認申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる必要書類を、事業実施の2週間前までに、当該事業の趣旨目的と最も関係の深い事務事業を所管する部署を通じて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類
- (2) 参加費等がある場合は、収支予算書
- (3) 初めて後援等を申請される場合は、主催団体規約及び会員名簿等

(審査)

第4条 市長は、申請書を受理したときは、次に掲げる審査基準により審査するものとする。

- (1) 団体等に関する審査基準
 - ア 地域振興活動及び福祉・教育・学術・文化・スポーツの普及又は振興に寄与する団体であること。
 - イ 団体の組織が明確でかつその運営が適切であること。
 - ウ 特定の宗教活動や政党に関係するものでないこと。
- (2) 事業に関する審査基準
 - ア 事業の内容が、前号に定める団体の目的に適合し、地域の振興を図るものであること。
 - イ 国、府及び市の政策方針に反しないこと。
 - ウ 事業対象が全市的なものであり、市民に参加の機会が与えられていること。
 - エ 収益を目的とするものでないこと。
 - オ 参加費等は原則として徴収しないものであること。ただし、事業内容に

- より止むを得ず徴収をする場合は実費等適切なものであること。
- カ 特定の宗教や政党を支持するものでないこと。
 - キ 社会秩序や公序良俗に反するものでないこと。
 - ク 賛否の分かれる議論があり市民や国民の評価の定まっていない問題を取り扱っていないこと。
 - ケ 本市外で開催の場合は、本市市民の参加が可能であること。

(承認の決定)

第5条 市長は、後援名義等の使用承認を決定したときは、後援名義等使用承認決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(承認の条件)

第6条 市長は、後援名義等の使用承認にあたって次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 後援名義等の使用は、申請行事のみとし、期間は承認した日から当該事業終了時までとすること。
- (2) 事業計画に変更があった場合は直ちに市長に報告すること。
- (3) 事業が終了した場合は、速やかにその結果について市長に報告書（様式第3号）を提出すること。
- (4) 前各号に規定する条件を履行しなかった申請者に対しては、新たな承認をしない。
- (5) 後援名義等の使用の承認を受けた申請者が、要件に該当しないこととなったとき、又は不正の手段により後援名義等使用の承諾を受けたときは、名義使用の承諾を取消す。この場合は、その理由を付した文書により承認を受けた申請者に対し通知する。

2 前項各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるときは必要な条件を付することができる。

(承認の取消)

第7条 後援名義等の使用の承認を受けた者が、第4条の要件に該当しないこととなったとき、又は不正の手段により後援名義等使用の承諾を受けたときは、当該後援名義等使用の承諾を取り消すものとする。この場合において、その理由を付した文書により承認を受けたものに対し通知するものとする。

附 則

この基準は、平成22年10月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年 8月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月4日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年5月8日から施行する。